

が負担すべき責任を国・公共団体が代わって責任を負うんだということです。従って公務員は、過失の段階に留まっている限り責任を負わないという代替責任説が一般的な通説でございます。

（具体的事例）

例えば、事例としまして、先ほどの公権力の行使でございますけど、公立小学校で体育の授業中に教員の不注意によって児童が骨折したというような場合は、これはどういう風に解釈されるかということでございますが、本来の意味においては、公権力の行使ということですから、命令的ないろいろの権力的な行使となるわけです。教育活動は、一般的には非権力的行政の性格をもつもので公権力の行使を厳格に解する立場、これを狭義説といわせてもらえば、「公権力の行使」には該当せず、従って、国家賠償法は適用されず、民法 907 条以下が適用になるわけです。しかし、最高裁判所は広く解釈する立場にたって公立学校での学校事故については、そこでの教育活動を、公権力の行使と解釈しております。

（公務員個人の賠償責任）

公務員個人の賠償責任、国家賠償法 1 条 2 項ということでまた、配布しました学校事故、事例に関する法律のうち、国家賠償法の 2 項を読んでみますと、「前項において公務員に故意または重大な過失があった時は、国または公共団体はその公務員に対して求償権を有する」ということです。公務員はこの場合においては当然、国とか公共団体が払ったお金の一定割合を負担する責任があるということです。これは内部的責任の関係、求償権と言っております。それから、被害者個人に対し、学校の先生個人は直接賠償責任があるのかということ、通説的には否定的でございます。それと学校の先生は、単

なる過失の段階では責任を負わないとはどういうことかということ、やはり、教育活動を萎縮しないで、のびのびと励んでもらいたいということだと思います。多少の過失はあっても、やはりそれは国が面倒みてくれるからという担保をもっているんです。

（国家賠償法 2 条の解釈）

国家賠償法 2 条は営造物の管理責任と規定しており、学校設置者の責任ということで、国公立学校のブランコやシーソーの事故におきまして、事故があった場合には無過失責任ということになります。過失が無くても責任を負うということでございます。要件は公の営造物の場合で、民間の場合は民法 717 条の工作物責任ということで、これも無過失責任です。民間と公の違いはありますけれども、設置・管理に瑕疵があり、その結果損害が生じたことの要件を満たせば、法的な責任といましては無過失責任ということになっております。

（私立学校における学校事故）

私立学校の学校事故の責任ということでは、民法が適用されます。民法 709 条は不法行為の原則的規定です。過失があつて初めて責任があることを規定した一般の不法行為責任でございます。民法 717 条というのは特別な規定で、無過失責任ということの規定しており、かなり重い責任になるわけです。過失がなくても責任を負うわけです。715 条（使用者の管理責任）、714 条（監督者の管理責任）というのは、どういう責任かということ、中間責任と書いておりますけれども、例えば 709 条の過失責任というのは、被害者側が立証責任を負います。例えば、加害者の過失があつたからこういうケガをしたんだということで、加害者の過失行為を立証しなくてはならないんです。それは

結構いろいろな資料・データを集めたりして大変なんです。そういうことではなくて715条、714条は、加害者側が立証責任を負うのです。私はこういう状況だったから仕方なかったんです。無過失なんですということを立証して初めて責任を逃れるということです。このことを立証責任の転換とっています。過失責任と無過失責任の中間にあるものですから、中間責任とっております。

(709条の成立要件)

709条を読んでいただきたいと思いますが、不法行為の要件として、「故意または過失において他人の権利を侵害したる者はこれによって生じた損害を賠償する」となっています。故意というよりもどっちかという民法上過失の認定をどうするかというのは大きな問題になってきます。次に、加害行為と損害の間に因果関係があるかどうかです。専門的にいいますと、例えば、水俣病とかの問題を考えてみますと、企業がいろいろな公害を振りまいたことが、その地域の人の病気に関係しているのかどうかという因果関係です。これは疫学的因果関係といいますが、そういう側面のいろんな因果関係が問題になってくる場合があります。学校の事故に限っては、それ程因果関係が問題になる場合は少ないと思います。第三に、加害者に責任能力があること、先ほど言いましたように小学校を卒業する12歳ぐらい前後から責任能力があるという風に考えられております。

(過失の認定プロセス)

過失の認定とはどういうことかといいますと、損害賠償をする場合において非常に重要なキーワードでございまして、まず第一に、予見可能性があるかどうかです。例えばいじめにあいます。いじめにあって頭をポコンと殴られたぐらいで

翌日自殺したとします。自殺まで責任を負うのかという問題です。それはいくらなんでもひどいじゃないかと、要するに予見、その人がちょっといじめられたことによって自殺までするかという予見可能性があるかどうかということです。危険を予見する義務と書いてありますけど、予見可能性があるかどうかというのがまず1つ問題になります。予見がなければもちろん、過失なしということになります。次に、予見可能性があったという前提で、その結果を回避する義務を果たしたかどうか問題となります。果たしていれば、これはもう過失はないとなりますけど、結果を回避する義務を果たさなかったら過失ということに認定されるわけです。これはだいたい国家賠償法が適用される公立学校においても、民法が適用される私立学校の場合においても、過失認定のプロセスの考え方は同じでございます。

(注意義務違反としての過失の客観化)
注意義務違反というのは、どちらかというと主観的なんです。要するに一人一人によって注意義務違反の程度が違いますけど、最近はこの過失の客観化の傾向がございまして、過失というのは、先ほど言いましたように、回避可能でかつ回避すべきであった結果を回避しなかったという事が悪いんだということで過失と認定するわけで、もちろん、その前に予見可能性ということが前提になるわけでございますけれども、本来は加害者の心理状態という主観的な感情によって決まるものなんです。最近是一般の標準人を基準にして、普通の人だったらこのぐらいの注意義務をするのは当然だということで、客観的な義務違反が問われる傾向がございまして、これは最近の傾向です。

(過失の程度は状況によって異なる)

過失の傾向というのは状況によって変化するということです。いろいろな学校の事故を考えてみますと、授業中に生じた事故か、あるいは休憩時間か、放課後か。先生はそれぞれどのぐらい注意義務を果たせばいいのか、安全配慮義務をすればよいかの問題となります。例えば、授業中の理科の実験で、昔はアスベストを使用しなかったために事故を起こしちゃったということもあるんです。今はアスベストが使用できませんが、理科の実験中の場合は、当然そこに危険が内在しているので注意義務が高いわけです。それから授業中に生じた事故か、あるいは放課後とか休憩時間まで先生も注意義務をそんなに高くする必要はあるのか、それはあまりにも先生に過酷じゃないかということがあるんですね。また、被害者の生徒が高校生の場合と中学生・小学生によって違いがあるじゃないかということです。例えば、小学生の場合は何をするか、いたずらするかわからないわけですから注意義務が非常に高く設定されるというようなことが言われます。これは最高裁判所の58年度の判決の中でも明確に述べられております。

(具体的事例 — いじめのケース)

これからできるだけ具体的に話していきたいと思いますが、まずいじめのケースからいきたいと思います。いじめというのは法的に言えば不法行為が問われるわけです。不法行為とは、先ほど言いましたように、故意、過失によって他人の権利を侵害した場合で、いじめの場合は慰謝料、不法行為的責任で精神的苦痛に対する償いを、加害者及び監督責任を問われる場合には親にも請求できるわけです。しかし、現実問題として不法行為責任を追及するのは被害者側です。不法行為であるといういじめの事実を立証し

なければならない。この立証責任というのが非常に難しいもので、先ほど言いましたように立証責任の転換の問題がありますが、これは非常に難しいのでございます。

(条件説。相当因果関係説)

いじめケース2と書いてありますけれども、不法行為として損害賠償が認められるためには加害者の行為と損害賠償の間に因果関係が必要なわけです。まず、条件説というのがあります。例えば、ちょっといじめられただけなのに自殺しちゃったというケース。それは1つの条件にはなっているわけです。条件の一つとして、いじめられてから自殺したわけですから、当然のことながら責任はそこまであるわけです。しかし、それだと行為者に際限のない責任を負う可能性があるのではないかという問題があります。それではいかにもひどいんじゃないかということで、相当因果関係説というのがあります。行為の時に認識していた、認識可能であった結果に対してのみ法的責任を負うという考えです。まさか自殺までするとは思わない場合には責任を負わない。相当の因果関係がある場合にのみ非があるということです。行為の時に認識していた、あるいは認識可能であった結果にだけ責任を負うんだという考え方でございます。特に、いじめられて自殺したケースなんか問題になります。

(いじめに関する裁判例)

いじめに関する裁判例というのが出ておまして、これはちょっと時間の関係もあって、簡単に紹介していきます。第一に、浦和市立三室小学校4年生が「ずっこけ」と称する足元にすべりこみをつけるわけですが、顔面を強打して傷害を受けて、これは学校側が責任を問われています。次に、平成2年、福島地裁のい

わき支部の判決は学校側の過失と被害生徒の自殺について因果関係を認めております。第三に、グループによるいじめでの自殺でございます。これは中野富士見事件で東京地裁の判決ですが、被害者が「このままじゃあ生き地獄になっちゃうよ」と遺書を残して自殺したケースでございます。自殺の予見可能性はなかったということで因果関係を否定しております。ただ、この判決に関しては非常に批判が多いのも事実でございます。第四は、県立飯田高校であった事件で、最高裁までいった事件です。応援団の入部を断った高2の生徒が応援団長の生徒から刺し殺されたという事件で、刑事事件と民事事件が両方とも成立しております。刑事事件としては殺人と銃刀法違反で懲役5年以上7年以下の判決ということになりました。少年の場合は不定期刑といまして懲役5年以上7年以下の判決という風に幅をもたせるわけです。民事事件としては学校の管理責任を問われておりまして、県とか校長、それから加害者の担任が訴えられました。これは学校側の過失と認められたんですけど、理由としまして、応援団長と暴力団との関係を知らなかったということ自体に過失があるということで学校側が負けております。

（教師個人の責任）

教師個人の責任、いじめや体罰、教育活動の事故での責任ということで、先ほどの繰り返しになりますけど、代理責任です。重過失があった時にだけ責任を求められるということでもあります。学校設置者、即ち県、市町村、学校経営者が教師の責任を代理するということです。その法的根拠はどこにあるかということなんですが、学校設置者というのは発達過程にある多数の生徒を継続的にその監督下において教育を施すものであるから、教

育活動から生じる一切の危険から子供の生命、健康等を守る義務がある。その義務に反した場合には賠償責任があるんだというようなことを判決の中では言われております。

（加害生徒自身の責任）

加害生徒自身の賠償責任ということでございますけれども、加害生徒の責任能力があれば賠償責任を負うこととなります。これは民法709条を先ほど読んでわかっておりますけれども、この責任は弁識能力のことで、一般的に12才前後だと言われております。ちなみに刑事上の刑事责任というのは刑法41条に書いてありますけれども「14才に満たざる者は刑に罰せず」と書いてありまして、刑事责任を問われるのは14才以上であるということです。

（責任能力に関する規定）

責任能力に関する規定というのがいろいろ民法にも刑法にも書いてございまして、ここにちょっとピックアップしましたんですけど、例えば、民法712条。未成年で責任弁識能力のない者、例えば、11歳の子供は損害賠償を負わないわけです。あるいは成人でも、精神上の障害によって弁識能力のない者は、その損害賠償責任を負いません。民法713条に規定されているので読んでいただきたいと思えます。次に、責任弁識能力のない者の監督義務者の責任というのが714条に書いてあります。ちょっと714条を読ませていただきますと、前2条といたしますと未成年者の責任能力がない場合とそれから精神障害によって弁識能力の無い場合の規定でございますけど、「前2条の規定によって無能力者に責任なき場合においてこれを監督すべき義務がある者は、この無能力者が第三者に加えた損害を賠償するために任ず」と。ただし「監督責任

者がその義務を怠たらざる時はこの限りではない」と規定しています。立証責任でそれをくつがえした場合は責任がありませんけれども、原則、監督責任を負うということになります。第三に、「14歳に満たない者はこれは罰しない」と、これは刑法上の規定です。

（親の監督義務責任）

親の責任について、民法820条というのがございまして、「親権を行う者はこの看護及び教育をする権利を有し、義務を負う」ということが書いてあります。未成年者の子どもが第三者に不法な損害を与えた場合、両親が未成年者を監督する義務を負うわけですから、両親は被害者に対して不法行為責任を負うということです。

（体罰のケース）

それでは、教師と生徒の体罰の問題に入ってみたいと思います。学校教育法11条、こちらに書いてありますけれども「校長及び教員は、教育上必要があると認める時は監督庁の定めるところにより、学生・生徒及び児童に懲戒を加えることができる。ただし、体罰を加えることはできない。」この体罰と懲戒権の関係です。これが問題になるわけです。内閣法制局の見解といたしまして、身体に対する侵害を内容とする懲戒、例えば、殴る蹴るというのは懲戒権を超えているものだと思います。更にならずと1カ所に座らせたり、直立不動でバケツを持たせたり。いろんな肉体的苦痛を与えるような懲戒も体罰に該当すると解しています。

体罰事件というのは、もちろんのこと、相手に対する加害行為ですから刑事責任と民事責任を負うというわけです。刑事責任として暴行罪とか傷害罪、傷害致死罪、等に問われるかと思えます。ここで注目されるのは横浜市立小学校事件

（2002年）です。この事件は小学校5年の女の児童が図画工作室においていたずらしたことを怒った女性教師（44才）が、女子児童の胸元をつかんで押したところ、児童は2m先にしりもちをつき、尾骨を折る3ヶ月の重傷を負いました。先生から暴行を受けたというショックで、その後も心因性の頭痛に悩まされているというケースです。判決は、教師の行為は正当な懲戒権を超える違法な体罰だ、ということで故意、重過失を認めている。通常過失だと責任は無いわけですけど、重過失とされて先生は責任を問われています。次に、福岡県田川高校事件という最高裁の判決です。「先生の仕打ちを怨む」といって手紙を6人の級友に書いて首吊り自殺したケースですけど、これも懲戒行為は限界を越えて違法であったが、しかしながら自殺との間に因果関係がなかったと判示しています。先生は体罰を加えたわけですけど、まさか自殺するとは思わなかったという先生側の主張を裁判所は認めたということでございます。ただ、県に対してのみ国家賠償法1条に基づいて、損害賠償を認めております。教師個人に対しては、損害賠償なしということになっております。

（教育活動に伴う事故・事件）

教育活動に伴う事故・事件、主にこれは学校設置者が責任を負うケースでございましてけれども、第一に、民法上の契約責任による債務不履行責任って何なのかとなるかと思えますが、民事責任という場合に2つあるわけです。契約に基づく債務不履行責任と契約のない場合の不法行為責任です。学校設置者とどういう契約にあるんだということになるんでございますけど、これは非常に少数説なんですけど、学校設置者は、特に私立の場合は、学校側と親または子供との契約、即ち、

勉強を教えるというサービスを供給する契約に基づいているんだという考え方があります。そういう点からしますとこういう責任がでてくるわけです。通常は不法行為責任のみを考えれば良いと思います。公立学校の場合、生徒と学校は特別権力関係に該当するんだという考え方も非常に少数ですがあります。だいたい判例は公法上の関係だと判示しています。例えば、学校を指定されるということは行政処分によるものだと。その生徒がどの学校に入るかは行政処分によるわけですから、公法上の関係にあるんだということで、公法上の契約関係でなくして、そういう関係に基づいて、学校設置者は責任を負うんだという論法をとっております。

（具体的事例）

教育活動に伴う学校事故、事件、判例としまして宇都宮地裁の鹿沼市立菊沢中学校で、製図の授業中セルロイド製の定規の破片がとなりの生徒の右目に当たって失明したケースがあります。担当教師に過失ありとして被害をうけた生徒は訴えたわけですが、裁判所は公権力の行使にあたるんだと認定した。ただし、先生の責任としては予見可能性がなかった。まさかセルロイドの破片がとなりの人の目に当たるかどうかという予見可能性はなかったということで、注意義務違反は否定され、先生の過失を否定しております。

次に、名古屋の、プールに飛び込んで首の骨を折ったというケースですけど、これは水泳クラブの活動中にプールに飛び込んで、プールの底に水が少なかったので頭を強打しまして、首の骨を折って、死にはいたらなかったのですが、1級の障害を負ったというケースで、これは市に責任があるということで賠償責任を

求められております。

（教育施設に伴う学校事故）

学校施設に伴う事故は、先ほど言いましたように国公立の場合は国家賠償法責任、私立学校の場合は717条の不法行為責任として無過失責任を負います。学校施設に伴う事件の判例といたしましてどんなものがあるかということ、大阪のプールの取水口の事故のケースでございまして、水泳部の高校1年生が高校に設置されたプールの浄化装置の取水口から足が抜けなくなって溺死したケースです。裁判所は施設上の瑕疵とは営造物が通常有すべき安全性を欠いていることだということに判断いたしまして、学校側には過失はないけれども、無過失責任があるということで、学校側が責任を負っています。次に、福岡地裁小倉支部の回転シーソー事故のケースでございまして、小学校4年生が回転シーソーで級友と遊んでいた時、普通の遊び方ではなくて特異な遊び方をしていたらしいのですが、支柱とストッパーに指を挟まれて切断するという傷害を負ったケースでございまして、子どもが本来正しい遊び方をしていなくても、ということがミソなんですけど、とんでもない遊び方をしても当然それはそういうことも起こりうるということで学校側に責任があるんだということを言っております。ただし、この場合、子どもたちにも過失があるものですから5割ですね、半分の過失相殺。例えば、5千万円のところを過失相殺が半分だということで2千5百万円の損害賠償というような感じになっております。

（最後に）

以上述べさせていただきましたことをまとめますと、教師個人というのは重過失でなければ責任は負わないということ。これは教師個人の教育活動をあまりにも

萎縮させない、即ち、単なる過失では責任を負わないということに求められるんだと思います。それに代わって学校設置者は教師の過失責任に代わって責任を負うのだということです。さらに、学校責任者は学校施設の事故については無過失責任を負います。加害の生徒も場合によっては責任能力、事の弁識能力がある場合には12歳以上の場合、民事責任を負う場合があります。また、加害生徒が責任がないといっても親が監督責任を負う場合もあります。先ほどのシーソーのケースですが、被害者自身に過失があった場合には、過失相殺で損害賠償の額を減らされるという場合もございます。このように学校をめぐるいろいろな危機管理が必要とされています。法的な面を、しかも、いじめとか体罰とか教育活動をめぐる学校の事故ということで非常に限られた事故を見てきたわけですけど、みなさまがこれを機会に学校の危機管理に関して関心を持っていただけたらと思います。

以上で私の話は終わります。本日はどうもご静聴ありがとうございました。

[詫間]：

どうも先生、お忙しいところご来会いただけて貴重なお話ありがとうございました。

酒井先生は、法律の専門家でいらっしゃるから、何でもないと思いますが、私どももようやく「瑕疵」という字が書けるようになったところです。事故の時、「瑕疵」があると、いくら学校側が抗弁しても教育委員会側の敗訴となります。先ほどの回転シーソーの事故も含めまして、プールの排水口の死亡事故、そういった時は、学校側は教育委員会を通して、普通のケースですと敗訴して賠償を払うこととなります。その他にいじめのケース、あるいは体罰のケースということもあります。「瑕疵」と「義務違反」と「過失」の3つが法的責任上、大きなポイントになってくるわけです。そのように理解させていただいております。それで、学校保健法とか、かつては学校安全会法、私も一時関係させていただいたわけなんですけど、全体の国家賠償法、国家公務員法には関係の深いこと、それから民法の問題などの広い大枠から我々の職場に関係ある諸法が法律構造的にどのように組み込まれてるかを明らかにしていただいたので参考になると思います。

(千葉科学大学危機管理学部 教授 酒井 明)

(注)本稿は平成17年度、日本児童安全学会研究集会(7月23日)における講演内容に加筆訂正したものである。)

2. 中部学院大学短期大学部における幼児教育の取り組み

(1) はじめに

中部学院大学短期大学部は、1999年(平成11年)3月まで中部女子短期大学といい、女子短大時代に、筆者は何度か同短大で特別講義を受け持った。同短大は1999年4月に中部学院大学短期大学部に改称された。

今回、過去の研究調査¹⁾以来、何度もアンケート調査ほかで協力いただいている中部学院大学短期大学部幼児教育学科長の伊藤祐子教授を再訪問した。伊藤教授には研究調査の中間報告を兼ね、結果に対しての考察ならびに有識者としての見解をいただいた(インタビュー内容は別稿にて記載)。

同大短期大学部には附属の幼稚園が2つあるほか、中部学院福祉会が経営する保育園もあり、特色のある幼児教育を行っている。大学を母体とした幼児教育の取り組みは、本研究において参考になる点が多いと思われるので、ここで紹介したい。

(2) 大学の沿革と環境

中部学院大学(学校法人岐阜済美学院)の創設は1918年(大正7年)9月で、岐阜裁縫女学校として設置認可された。その後何度か組織変更を重ね、1970年(昭和45年)4月に「中部女子短期大学」と改称した。1997年(平成9年)4月には男女共学の中部学院大学を開設し、それと同時に中部女子短期大学の募集を停止し、女子短大は99年4月に「中部学院大学短期大学部」と改称され、男女共学の学部として発足した。

短期大学部には、幼児教育学科、社会福祉学科、経営学科と、福祉専攻の専攻

科(短大・四年制大学卒業者ならびに専門学校での保育士資格取得者が入学の対象)がある。

大学は岐阜県関市倉知にあり、岐阜市境に近い関市郊外に位置している。周囲には高校(関商工高校)や幼稚園、保育園、養護学校などの教育施設が集まっており、大学は少し小高い場所に立地している。樹木などの自然が多く残され、静かな環境である。同じキャンパス内に大学院、大学、短期大学部を構えているため、編入学や単位互換、施設・設備の共有などのメリットを有している。

幼児教育学科は、保育士・幼稚園教諭、児童厚生員などをめざす人を対象にしており、乳幼児保育コース、障害児保育コース、児童福祉コースの3つのコースがある。実習園との協力により実習内容を充実させている特徴をもつ。四年制大学への編入や専攻科への進学もサポートしているが、9割以上の学生は専門資格を生かし、幼稚園、保育園、児童館、障害児施設、児童養護施設などに専門職として就職している。2004年度(平成16年度)の就職内定率は100%であった。

大学から徒歩5分のところに中部学院大学短期大学部附属幼稚園があり、総合演習などの時間を利用して、1年生前期から実際に子どもとかかわるプログラムを組んでいる。

(3) 附属の幼稚園・保育園の概要

中部学院大学短期大学部には、2つの附属幼稚園(ふぞく幼稚園と桐が丘幼稚園)と、中部学院大学を母体とする社会福祉法人中部学院福祉会が経営する常磐(ときわ)保育園の3園がある。所在地、定員、教育方針などは以下のとおりであ

る。

1) ふぞく幼稚園は1973年(昭和48年)

4月に創設され、岐阜市上土居字長池にある。定員は200名、クラス数は全部で8クラスである。「心豊かなたくましい子の育成」を教育目標とし、「進んで心とからだをきたえる子」、「みんなと仲良く助けあう子」、「のびのびとからだで表現する子」、「自然の中でいきいきと行動する子」をめざした教育をしている。

2) 桐が丘幼稚園は1980年(昭和55年)

4月に創設され、関市倉知にある。定員は200名である。緑の多い自然に囲まれ、広い園庭、多くの遊具、2つのプール、パソコンなどが整っている。キリスト教の精神で、「仲間とともに豊かな心とたくましい体をはぐくむ子」を教育目標に、「元気に遊ぶ子」、「仲良く助け合う子」、「見つけ創り出す子」をめざした教育をしている。

同園では子育て支援として、以下のよう
な取り組みをしている。

* 預かり保育

原則として月～金曜日、毎日午後6時まで預かり保育を実施している。長期休業中の保育も行っている。

* コミママプラザ

子育ての悩み不安の軽減と解消をめざし、一時預かりをする「コミママプラザ」を2004年(平成16年)4月に発足させた。

この背景として、幼児、児童虐待がテレビや新聞で報道されることが多くなったことがある。親が若く、子育ての仕方がわからない、子どもに縛られ医者予約もできない、運転免許証の更新にも行けない、といった不安や悩みに起因していると考えられる。

そこで桐が丘幼稚園では、親の不安、悩

みを少しでも和らげ、子育てに喜びを感じてもらうことを願ってコミママプラザを発足させた。

同園は中部学院大学のすぐ近くに立地していることから、同大学生涯学習センターの紹介により、子育て経験者で幼稚園保育園での経験が豊富な先生(2名)が保育を担当している。発足当初の登録者は31名であったが、その後一時預かりを必要としている人も増え、5月に入り給食も開始した。

同園のコミママプラザは、毎週火曜日と金曜日の幼稚園実施日に開設し、開設時間は午前9時から午後3時までの6時間である。満1歳以上で、歩行ができるようになった幼児が入室の対象で、料金は親子同伴は無料、おやつ代は80円としている。また、一時預かりは一時間につき300円、午前9時から午後3時まで6時間預けた場合は1,500円である。

ここで「コミママプラザ」とは岐阜県独自の呼び名であり、県の単独予算で私立幼稚園「コミママプラザ」モデル事業を行っている(補足資料参照)。

3) 常磐保育園

岐阜市上土居にあり、「安全で明るく楽しい保育園」をモットーにしている。岐阜市郊外の里山のある自然に恵まれた地域に立地している。保育対象年齢は0歳(産休明け生後57日)から小学校就学前までで、定員は150名。2005年7月1日現在160名の園児が在籍している。特別保育サービスとして、長時間保育(平日7時30分から18時まで、土曜日は7時30分から15時まで)、延長保育(平日7時から19時まで、土曜日は7時から15時まで)、障害児保育、乳児保育、一時保育を実施している。園では地域の活動や行事に積極的に参加し、地域の人との交流を深める努力をしている。

2つの幼稚園にはスクールバスがあるが、常磐保育園には通園用のバスはなく、保護者が徒歩あるいは自家用車で送迎している。

鉄筋コンクリート造2階建の施設で、最近、防犯対策として正面壁を除去し、園舎の入口も一新した。

(4) 子育て支援への取り組み

中部学院大学短期大学部では、幼稚園、保育園とは別に「子育て支援センター」を開設し、子育てに不安を抱いている保護者などへの支援をしている。この施設は核家族化や少子化により、地域や家庭で子育てに不安や悩みを抱えている人が増えているとの認識に基づき学内に設置したもので、2001年10月1日に開設した。前述の2つの幼稚園（ふぞく・桐が丘幼稚園）と常磐保育園の保護者の教員（幼児教育）と、短期大学部幼児教育学科の教員スタッフが一体となって支援活動に取り組んでいる。

具体的には次のような事業をしている。

- 1) 子どもと一緒に楽しむことを目的に「いっしょに遊ぼう会」を毎月、桐が丘幼稚園で開催している。園庭を開放し、さまざまな催しも行っている。
- 2) 幼児と母親が楽しみながら、コミュニケーションを深めることを目的に、「親子ニコニコ教室を」附属幼稚園で毎月、開催している。
- 3) 両幼稚園の催しには、短期大学部幼児教育学科の学生も参加し、人形劇やエプロンシアターなどを行っている。
- 4) 子育てに関する不安や質問、母親が抱えるさまざまな問題に、短期大学部幼児教育学科の教員が育児相談（アドバイス）を行っている。
- 5) 岐阜県と愛知県の保育者を対象に、著名な講師を招いての保育研修会や保育

の技術と表現力を高める研究会を実施し、プロの再教育の場としても機能している。

6) 父母の自主サークルとして活動する「絵本サークル」に、短期大学部幼児教育学科の専門教員が指導にあたるなど、自主サークルもバックアップしている。

(5) まとめと考察

中部学院大学短期大学部附属の幼稚園においては、伝統的に自然との関わりを大切にしながら、元気に仲良く仲間と遊ぶことをモットーにしてきた。今回のヒアリングでもその教育方針が引き継がれていることが明らかになった。前回のヒアリング時（2002年）に比べると、コミママプラザの発足（2004年）を始め、幼稚園での子育て支援メニューもかなり充実してきている。先行調査²⁾（2004年）のアンケート調査結果からも、そのことが伺われる。

たとえば岐阜・関地区では「子どもが通っている施設」（内訳は、認可保育所が50.9%、幼稚園が40.7%）の満足度が他地区よりダントツに高い。施設面では「ほぼ満足」が岐阜・関地区が48.1%（全体平均は31.2%）、衛生面では「ほぼ満足」が39.8%（同28.7%）、生活指導面では「ほぼ満足」が50.9%（同35.3%）、安全面では「ほぼ満足」が41.7%（同27.0%）と、すべての項目で「ほぼ満足」の割合が全体平均より10～15ポイント高くなっている。

同大学の子育て支援のみならず、岐阜県が国の「つどいの広場事業」の要件を緩和した「コミママプラザ事業」を2003年から独自に展開していることなどの成果が表れているものと思われる。

しかし、犯罪・事故回避の面では、「子どもが事故や犯罪にあうかもしれない」という不安を「強く感じている」割合が

高まりつつある（2002年に6.5%だったものが、2004年には24.1%へと増加）。この数字は子どもが所属する施設の安全性を高めても、それだけでは限界があることを示していると言えるだろう。

岐阜県全体の子育て環境について、県内にある5つの「子ども相談センター」がまとめた資料³⁾によれば、「家庭支援電話相談（子ども・家庭110番）事業」では乳幼児のしつけや養護等の子育てに関する相談が多い。また、小学生では性格行動に関する相談、中学生では教育や交友に関する相談、高校生では性格行動に関する相談が主となっている。

しかし、経年変化でみると、1991年に2,000件を超えていた中学生を中心とする非行相談は減少し、近年は乳幼児に関するしつけと虐待に関する相談が増加傾向にある。また、児童の問題よりも母親の就労や近所との関係などの相談が増加しつつある。すなわち乳幼児をもつ母親の子育てと子育て環境に関する悩みが増加している（図1参照）。

その点でも、コミママプラザ事業が果たしている役割は大きいといえよう。

防犯面では、全国どこの地域においても子どもが犯罪に巻き込まれる可能性がある現状から、緊急避難場所（「こども110番の家・店」）などの整備や、行政や関係機関と地域の人たちとの連携をより強めていくことが、必要不可欠ではないかと思われる。

文献

- 1) 詫間晋平「地域における児童の危機管理に関する調査研究」（『平成14年度児童環境づくり等総合調査研究事業報告書』こども未来財団、2003年3月。）
- 2) 詫間晋平「地域における子どもに係る犯罪・事故回避に関する研究」（『平成

16年度 厚生労働科学研究 子ども家庭総合研究事業』2005年3月。）

- 3) 岐阜県「児童相談 平成17年度版（平成16年度実績）」（岐阜県中央子どもセンター、西濃子どもセンター、中濃子どもセンター、東濃子どもセンター、飛騨子どもセンター、2005年7月。）

補足資料

●岐阜県の「コミママプラザ事業」について

岐阜県では国が行っている「つどいの広場事業」（2002年度創設事業）の要件を緩和した「コミママプラザ事業」を2003年から始めた。

「つどいの広場事業」では、密室育児による孤立感、閉塞感を軽減するために、主に乳幼児（0～3歳）をもつ子育て中の親が気軽につどえるような場を提供することを目的に、次の4事業を実施している。

- 1) 子育て親子の交流、集いの場を提供すること
- 2) 子育てアドバイザーが、子育て・悩み相談に応じること
- 3) 地域の子育て関連情報を、集まってきた親子に提供すること
- 4) 子育て及び子育て支援に関する講習を実施すること

実施場所は公共施設内のスペース、商店街の空き店舗、公民館や学校の余裕教室やマンション・アパートの一室などとしており、事業の実施は「週3日以上」を原則としている。

岐阜県ではその要件を緩和し「週2日以上の実施」として、県単独予算を計上して取り組むこととした。岐阜県の事業では、子育てサポーターの人材を育成し、人材の活用方法の手段として、県民協働で身近なところに「子育て親子の溜まり場」をつくることを目的としている。子

育てサポーターを、梶原拓・前岐阜県知事が「コミュニティママ」と命名し、この事業を「コミママプラザ事業」とした。「コミママプラザ事業」では、子育て中の親子と子育てサポーター（コミュニティママ）が、身近なところで気軽にふれあい、交流するとともに、一時的に子どもを預けられる場所を設置して、地域の子育て支援を推進する。

NPO 法人やボランティア団体が実施しているのが「コミママプラザ事業」で、私立幼稚園内に設置しているのが「私立幼稚園コミママプラザ事業」である。

2005年3月末現在、岐阜県内26の私立幼稚園内に「コミママプラザ」が設置されている。

中部学院大学短期大学部附属幼稚園（岐阜市）にも「ニコニコプラザ」という名のコミママプラザが設置されている。

●私立幼稚園「コミママプラザ」モデル事業について

岐阜県は私立学校教育振興費補助金（教育改革推進特別補助金）による事業として、私立幼稚園「コミママプラザ」モデル事業を実施中である。

2005年度実施要領によれば、この事業において「コミママ」とは「子育て経験者または子育てに関する知識・技能を有する人材であって、子育て支援に意欲のある者」とされている。実施にあたってはコミママがさまざまな子育て相談に応じられるよう、研修や講習を受講できるような配慮をすることとなっている。コミママは相談等で知り得た個人情報を他人に漏らしてはならない。

事業では子育て中の親子がコミママと身近なところで気軽にふれあい、交流できる溜まり場を設置することで、子育て不安や悩みを軽減あるいは解消する。そ

れとともに、一時的な託児サービスを提供することができる環境を整備する。

補助金交付の対象者は私立幼稚園を設置する学校法人である。

事業内容は以下のとおりである。

- *原則、週2日以上、1日当たり5時間程度開設する。
 - *開設時間は、子育て中の親子が利用しやすい時間帯に配慮する。
 - *子育てに不安や悩みをもっている親に対する相談、援助を実施する。
 - *子育て中の親の要望に応じて、インターネットによる子育て情報が入手できる環境を整備する。
 - *子育て中の親の要望に応じて、コミママによる託児サービス（有償）を提供することができるものとする。利用する親と託児サービスを提供するコミママは事前登録し、両者の調整によって託児サービスを提供する。
 - *気軽に集まりやすい雰囲気づくりや、出かける動機づけとなるような機能を付加する。
（趣味の講座の開催、イベントの実施、喫茶・飲食の提供、育児用品のリサイクルなど）
- 補助単価は1園当たり100万円で、予算の範囲内で配分する。

（資料提供：岐阜県健康福祉環境部児童家庭課、岐阜県中央子ども相談センター）

写真：中部学院大学短期大学部幼児教育学科長・伊藤祐子教授のインタビュー風景

（松村 みち子）

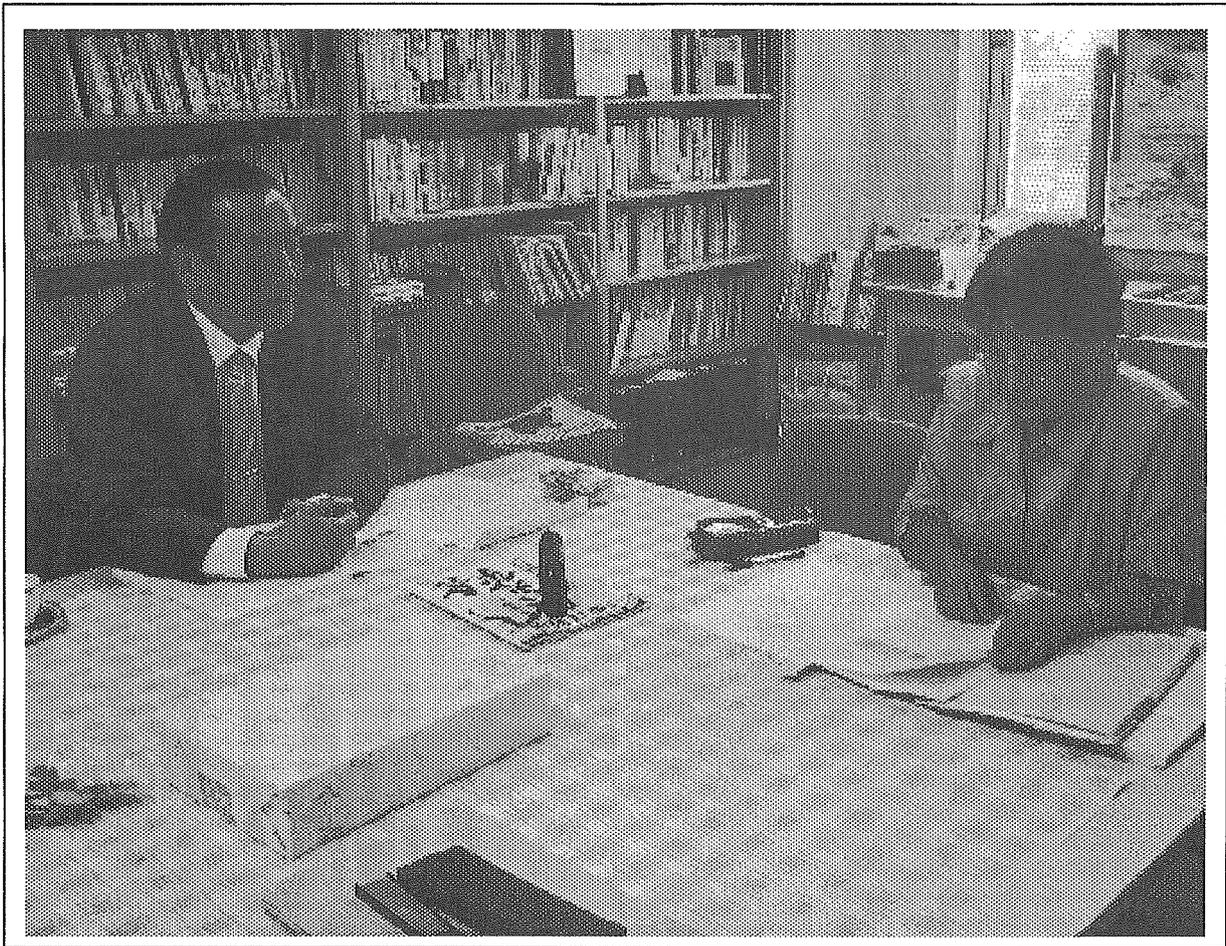


写真 1. 中部学院大学短期大学部 伊藤祐子 教授へのインタビュー

非行としつけ及び虐待の相談件数の推移図

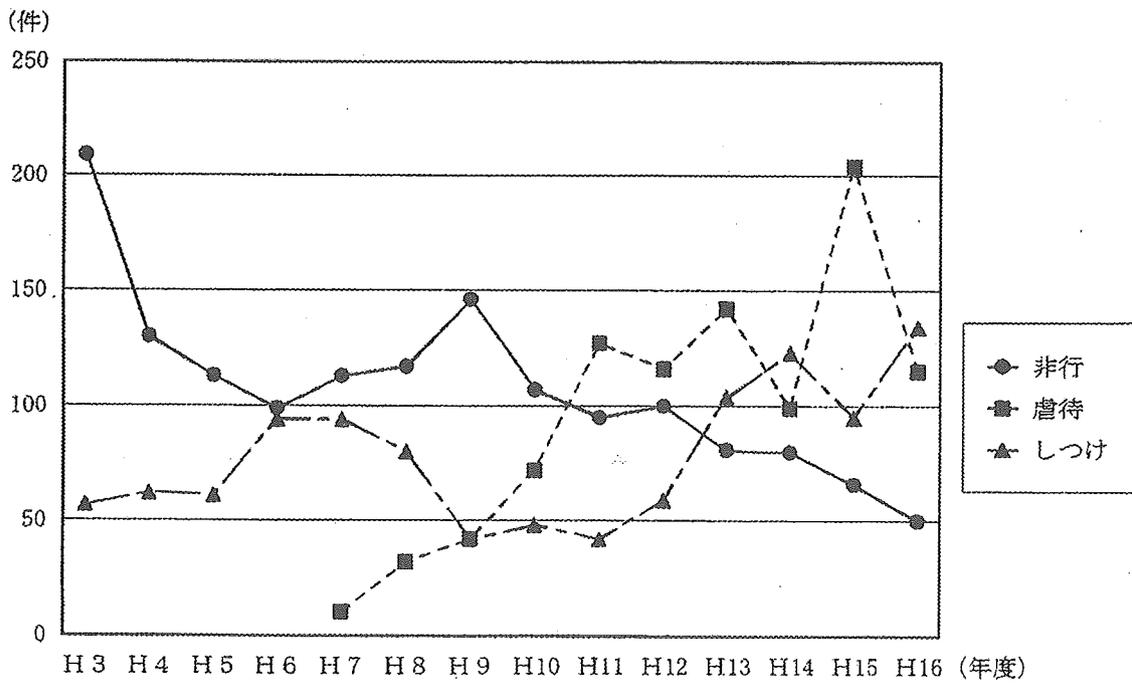


図 1. 「家庭支援電話相談 (子ども・家庭 110 番) 事業」

第V章 地域における「安全・安心」のための活動例

1. 地域における児童館の役割とその現状 —北区立赤羽児童館(東京都)を見学して—

東京都内にある北区立赤羽児童館を訪問し、施設内の視察ならびに地域における児童館の役割や現状についてヒアリングすることができたので、その概要を以下に記す。

訪問日は2005年9月29日(木)午後。案内、説明は、赤羽児童館館長の鈴木敬子さん、視察者は、主任研究者の詫間晋平・川崎医療福祉大学大学院教授、阿部明浩・千葉大学教授ならびに松村である。

1 はじめに —児童館とは—

児童館とは児童福祉法に基づく児童厚生施設の一つで、児童に健全な遊びを与え、児童の健康を増進したり情操をゆたかにすることを目的としている。

児童福祉法では満18歳に満たない者を児童といい、乳児(満1歳に満たない者)、幼児(満1歳から、小学校就学の始期に達するまでの者)、少年(小学校就学の始期から、満18歳に達するまでの者)と分けている(第4条)。したがって児童館で対象としている児童は、児童福祉法に基づき0歳から18歳まで、となる。

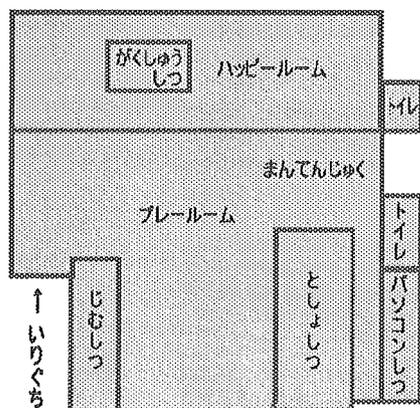


図1 児童館の見取図(ホームページより)

東京都内にある児童館は、以前は都の管轄であったが、現在では区の管轄になっている。区によっては「児童館」の名称の他に「こども館」「コミュニティー会館」「児童センター」「ひろば館」「ふれあい館」などを用いている。

北区には2005年現在、25館の児童館があり、すべてが「児童館」という名称である。

児童館の利用時間は、午前9時30分から午後5時30分までで、日曜日、第一月曜日、祝日、年末年始は休みである。0歳から18歳までの児童なら誰でも無料で利用できるが、乳幼児は保護者の同伴が必要である。

2 赤羽児童館の施設と活動内容

(1)施設の概要

北区立赤羽児童館(北区赤羽南1丁目16)は、区内にある25の児童館のうち3番目に古い。JR赤羽駅南口より徒歩5分という交通の便に恵まれた場所にある。周囲は住宅で、道路を隔てて赤羽公園がある。児童館は集合住宅の1階部分の一角にあり見取り図(図1:出典「あかばねじどうかんホームページ」)のような配置になっている。



写真1 赤羽児童館入口の壁

入り口部分の壁（写真：1）に掲げられた「利用案内」には、「児童館は子どもたちの楽しい遊び場」という文言のあとに、利用時間や休日の案内が書かれている。掲示板右上のイラスト（バネが飛び跳ねているイラスト「ばねっこちゃん」）は、元気よく遊ぶ「あかばねの子」をイメージしたものだろうか。この日は入り口前に、子ども連れの母親たちの自転車が何台も停められていた。

入口玄関（写真：2）のガラスには、「ようこそ あかばねじどうかんへ」というカラフルな文字が並び、歓迎の気持ちを感じられる。「こども 110 番」のステッカーも貼られている。

靴を脱いで室内に上がると、右手に事務室（写真：3）がある。誰でも無料で利用できるが、利用者は受付で名前を記入することになっている。

プレールーム（写真：4）には、卓球台やマットが置かれ、ボール遊びや縄跳びもできる。元気に体を動かして遊ぶ部屋である。小学生や中学生がよく利用している。

その奥に図書室がある（写真：5）。マンガや子どもの本の他に、しょうぎ、ゲーム、プラレールなど、幼児用や小学生用のおもちゃがあり、子どもたちは床に足を投げ出して座り、本を読んだりおもちゃで遊んだりすることができる。

パソコン室ではパソコンの練習をしたり、インターネットでゲームをすることができる。

プレールームの奥の一画にあるコーナー「まんてんじゅく」は、キラキラ絵、プラバン、切り絵などの製作活動をする場所である。切り絵ではポケモン切り絵が人気である。

プレールームに隣接して、ハッピールームがある。乳幼児専用の遊び部屋だが、ダンスの練習やクッキング教室として使われることもある。そのような行事のときは小学生以上が使う。この日（木曜日）は午後 3 時 30 分からダンス教室があるので、乳幼児は午後 2 時 30 分までしか利用できないということであった。

古い施設で予算も限られているので、イラスト等はすべて職員が手づくりしたものである。ハッピールームのおもちゃや絵本をしまう物置きの戸に描かれたキリンやクマのかわいいイラスト（写真：6）も職員が描いたものである。

トイレには乳幼児のトイレトレーニングができるよう幼児トイレも設置してある（写真：7）。

乳幼児には保護者の同伴が必要であるのだが、中には子どもを放置したままの保護者や、使った道具を片づけない保護者などもいる。そこで赤羽児童館では、やむなく室内に「乳幼児の保護者向け」

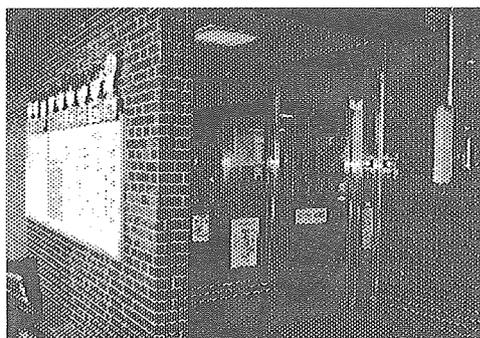


写真 2 入口玄関

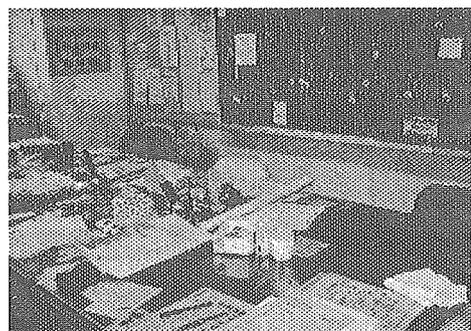


写真 3 事務室

の注意書きを掲示した（写真：8）。「自分のお子さんは自分で責任を持って見て下さい」「食事をするときは職員に声をかけてください。また、ゴミは各自でお持ち帰りください」など、細々した注意が書かれている。

駅から近いこともあり、他区はもちろん中には埼玉県川口市から通ってくる利用者もいる。開館時間と休館日は、北区の他の児童館と同じ（開館は午前9時30分から午後5時30分。休館は毎月第一月曜日、日曜、祝日、年末年始）である。

(2)活動の内容

赤羽児童館では子どもと保護者向けに、クラブ活動や教室など、さまざまな活動をしている。一人で子育てを悩まないよう、楽しみながら子育てできるようサポートする。具体的には以下のような活動をしている。

*乳幼児を対象とした活動 遊びを通して心身を発達促進させることと、親同士の仲間づくりを目的にしている。

「みんなで体操」：0歳からの親子。自由参加。手遊び、体操を親子で楽しむ。

「コアラクラブ」：0歳児の親子。登録制（随時）。スキンシップ体操など。

「ママ友達をつくろう」：0歳児の親子。自由参加。育児の情報交換、運動遊び等。

「うさぎクラブ」：1歳児の親子。登録制。スキンシップ体操など。

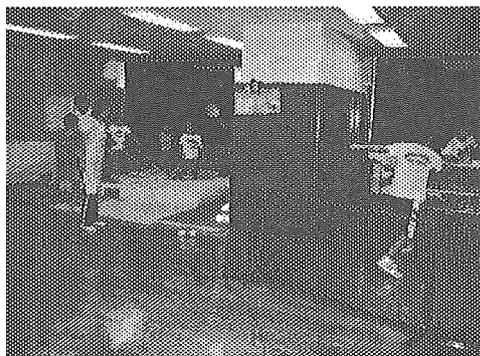


写真4 プレールーム

「パンダクラブ」：2～3歳児。登録制。制作活動、運動遊びなど。

「子育て相談日」：第3水曜日。専門の相談員が来館し、無料で相談できる。

*小学生を対象とした活動 仲間作りとリーダーを育てることを目的にしている。

「卓球クラブ」：小学校1年～6年。登録制。毎週水曜日午後3時半から。

「ダンスクラブ」：小学校1年～6年。登録制。毎週木曜日午後3時半から。

「パソコン教室」：小学校1年～6年。自由参加。毎週金曜日午後4時から。

「けんだまクラブ」：小学校1年から。自由参加。毎週土曜日午前11時から。

*保護者を対象にした活動 幼児や小学生の子どもを持つ親の活動である。

「おしゃべりの会」：地域の保護者が対象。登録制。第2金曜日の午後2時半から。

3 赤羽育成室の見学

(1)育成室とは

赤羽児童館内に2005年4月1日「赤羽育成室」がオープンした。「育成室」とは東京都北区独自の呼び方で、小学校から帰っても家に誰もいない児童を対象にしている。留守家庭の児童の安全を図ると育成室」がオープンした。「育成室」とは東京都北区独自の呼び方で、小学校から帰っても家に誰もいない児童を対象にし



写真5 図書室

ている。留守家庭の児童の安全を図るとともに、異年齢集団の良さを活かし健全な遊び、基本的な生活習慣を身につけることを目的とし、設置されている。全国的には「学童クラブ」と呼ばれていることが多いが、自治体によって「児童クラブ」「留守家庭児童会（室）」「児童育成会（室）」「子どもクラブ」「児童ホーム」「ひまわりクラブ」などさまざまな呼び名がある（補足説明1参照）。

北区の学童クラブ事業では、児童館に併設されている学童クラブを「育成室」、小学校ほかに併設されている学童クラブを「クラブ」と呼んでいる。

2005年4月1日現在、北区にある学童クラブは全部で49である。そのうち児童館に併設された「育成室」は19であるが、うち1つ（豊島育成室）は休止中である。それ以外は「クラブ」で、小学校に併設されたものが18、保育園に併設されたものが1、公団に併設されたものが5、職員寮に併設されたものが1、福祉施設に併設されたものが1、単独のものが4である。クラブの名称が一番多いのが「こどもクラブ」で11、「さくらクラブ」「つくしクラブ」「学童クラブ」がそれぞれ2、他には「ふたばクラブ」「なかよしクラブ」「ひばりクラブ」「風の子クラブ」などがある。

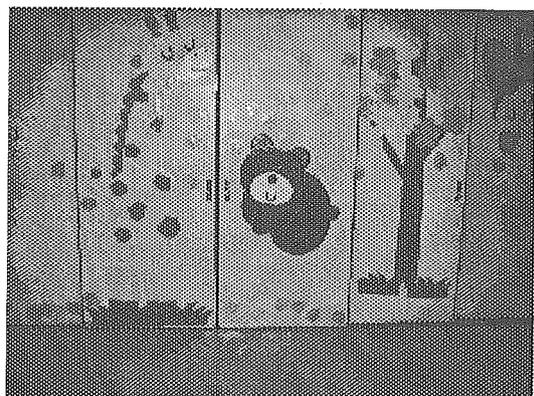


写真6 物置き戸に描かれたイラスト

(2) 育成室では何をするか

育成室に入れるのは、区内の小学校に在学するか、区内に在住し区外の小学校に在学している児童で、小学校1年から3年生までの児童が対象である。保護者が就労などのために留守になる家庭の児童が対象なので、審査を通り、決定通知書を受け取った者のみが入れる。赤羽育成室の定員は40名であるが、2005年度（平成17年度）は、1年生7名、2年生4名、3年生3名の合計14名でスタートした。

育成時間（児童をあずかる時間）は「下校時から午後6時まで」。学校休業日は、「午前8時45分から午後6時まで」である。（学校休業日とは、夏・冬・春休み、振替休日、10月1日の都民の日、開校記念日など。）土曜日、日曜日、祝日、年末年始は休日となる。学校に併設されたクラブの育成時間は育成室より少し短く、学校開校日が「放課後から午後5時30分まで」、学校休校日が「午前8時45分から午後5時30分まで」であり、土曜日については、「必要と認められた児童について、学童クラブを管轄する児童館等で受け入れている」。

育成料は月額5,000円（口座振替）で、減額免除の制度がある。他に間食費として月額1,500円（毎月1日集金：生活保護

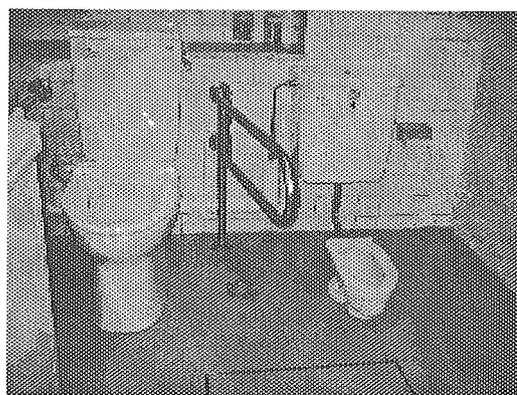


写真7 乳幼児トイレ

世帯は区で負担)、野外育成費用など、必要に応じて負担する場合がある。

赤羽育成室は赤羽児童館のハッピールームの横にある部屋で、畳敷きになっている(写真:9)。児童館の入口とは別に育成室用の入口が設けられていて、児童は学校からランドセルをしょって育成室に直行し、「ただいま」と言って入ってくる。育成室では宿題や自由あそびをするが、児童館のプレールームや図書室で遊ぶ児童もいる。午後3時45分がおやつで、帰宅時間まで集団あそびをしたり自由あそびをして過ごす(写真:10)。

学校休業日のときは8時45分に登室し、昼食後は夏のみ午睡をする。赤羽育成室では、「異年齢集団の中で遊びながら自主性や協調性を育てること」、「家庭的な雰囲気をつくり、安心して過ごせる場所にする」、「他人の話をきちんと聞き、自分の考えもはっきり言え、仲間どうしでお互いを認めあえる豊かな心を育てること」を大切にしている。

(3) 育成室と児童館の違い

育成室は保護者が働いている児童で登録制であり、小学校1年生～3年生が対象。児童館は保護者が在宅で登録は不要0歳から18歳までの誰でも利用できる。

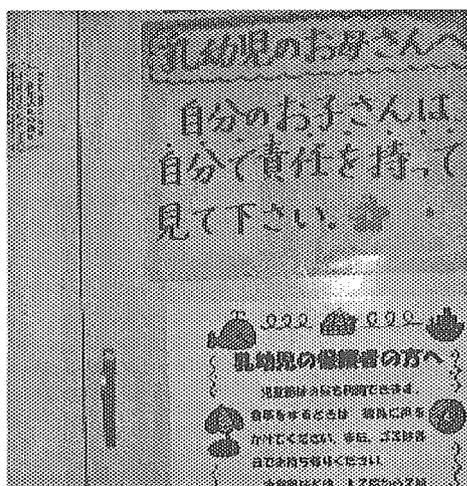


写真8 乳幼児保護者向け注意書き

小学校入学前の乳幼児は保護者の同伴が必要である。

育成室は、学校から児童がランドセルのまま「ただいま」と帰ってくる場所。児童館は一度自宅に帰宅した児童が「こんにちは」と言って入ってくる場所である。

(4) 安全への配慮

育成室と児童館に来る子どもの安全については、以下のような配慮をしている。

* 建物の1階に配置されているので、不審者対応として、2005年4月、窓に格子を取り付けた。(写真:11 参照)

どの部屋にも緊急時に脱出できるドアがあるので、避難路は確保されている。

* 育成室では保護者との連絡を密にしている。欠席、早退は連絡帳または保護者からの電話連絡が必要である。原則として育成室からの(塾や習い事への)一時外出はできない。塾や習い事により週2回以上欠席・早退すると退会の対象になる。

* 行き帰りの道は決められた道を通り、寄り道しないよう指導している。

* 不要なお金や玩具は持たせない。

* 震災時には保護者に一刻も早く迎えに来てもらう。やむをえず避難をするときの避難先は、第一次避難場所(一時集合場所)が赤羽公園、第二次避難場所(指

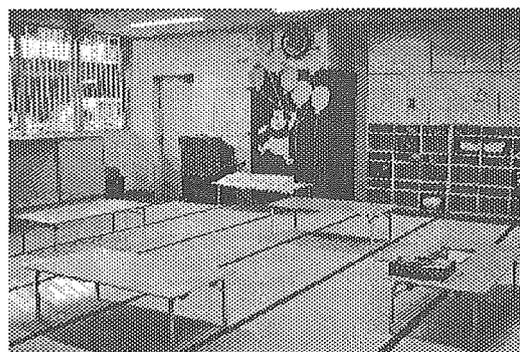


写真9 小学1～3年生対象の育成室

定避難場所)が赤羽会館、荒川河川敷となっている。

4 まとめ

赤羽児童館の雰囲気は明るく、小さな子から中学生くらいの子までが、卓球をしたり元気よく遊んだりしていた。先行研究1)より、北区は10 km²・(平方キロメートル)当たりの保育所、児童館の数が他都市より格段に多く、子どもが病気やケガをしたときの助成や子育て支援メニューも充実している。北区は都内の中でも仕事をしながら子育てしやすい地域といえるのではないだろうか。

ヒアリングでも、児童館に通ってくる乳幼児は意外と一人っ子が少なく、2人から4人兄弟が多いとのことであった。少子化の時代にあって、この地区の子育てしやすい環境が、保護者に2人目、3人目を生もうという勇気を与えているといえよう。

ただし、先行研究1)での、放課後児童クラブに通わせている保護者へのアンケート調査(回答数は50)では、8割を超える人が「子どもが事故や犯罪にあうかもしれない不安感」を抱いているという結果が出ている。児童館の窓に格子を取り付けたのも安全対策の一つである。児童館は地域の子どもや保護者が集う場所になっているので、積極的に防犯関連

の情報発信をしていくことが必要であろう。地域の中の危険箇所や「こども110番」の場所などを示した地図の作成や掲示などは、子どもたちに防犯への意識を啓発させるのに有効であると思われる。

補足説明1

保護者が働いていて、学校から帰宅しても留守の家庭(共働き家庭や母子・父子家庭)の小学生の子どもたちの毎日の放課後(学校休業日は一日)の生活を守る施設を一般には学童保育と言い、この用語は『広辞苑』(岩波書店)ほか多数の辞書や辞典にも掲載されている。しかし児童福祉法には「学童保育」という語は使われてなく、「放課後児童健全育成事業」が使われている。先行研究1)にもあるように、国では学童保育を必要とする児童を「放課後児童」、学童保育のことを「放課後児童クラブ」と呼んでいる。

学童クラブは、当初必要とする人たちが自分たちで行っていて、各地に普及・定着して、自治体や法人や民間保育園などが行うようになり、今のような多様な形態になった。

文献1) 詫間晋平「放課後児童クラブの安全と衛生に関する調査研究」(『平成16年度児童関連サービス調査研究等事業報告書』こども未来財団、2005年2月)

(松村 みち子)

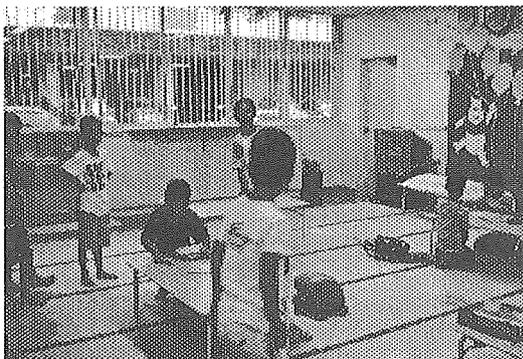


写真10 育成室での宿題や自由遊び



写真11 不審者対応の格子がついた窓

2. 小平市立小平第十五小学校における安全対策について

ー ヒアリングと観察結果からの考察 ー

(1) 学校周辺の環境

小平市立小平第十五小学校は、1969年（昭和44年）5月に小平第四小学校の敷地内（東京都小平市学園西町）に小平第十五小学校として設置され、同年8月に現在地（小平市小川町2丁目）に移転した。移転と同時に落成した新校舎が現在の南校舎で、その後北校舎の建設や増築、プールの設置、ランチルームの整備、プールの改修（温水シャワー付きプールに全面改修）や耐震補強工事などを行い、現在に至っている。

学校は広々とした平地にあり、学校に隣接して梨畑がある。周辺には農地（菜園）も多い。畑や雑木林になっている土地を開拓して宅地化してきたこともあり、街路は直線の格子状で歩道も整備されている。

都心から約26kmの小平市は都心部のベッドタウンでもあり、また多くの大学や専門学校を有する学園都市でもある。

このような土地柄から、地域には農業を営む人と、都心に通う勤め人が混在しており、高学歴の人が多い。平日の昼間は不在の家も多い。

小平市の人口は約17万5千人。小平第十五小学校の児童数は、486人（2005年5月1日時点）である。

(2) 学校における安全への取り組み

1) セーフティ教室の開催

警察の協力を得て、子どもたちにセーフティ教室を開いて防犯教育を行っている。

「セーフティ教室」は東京都が2002年度（平成14年度）から実施しているもので、都内すべての公立小・中学校と都立

高校の計約2200校を対象としている。東京都教育庁の資料によると、セーフティ教室は子どもが連れ去りや性被害など犯罪の被害者になったり、犯罪を引き起こす事件が全国で相次いだことを受けて企画された。子ども自身に危険を避ける能力を身につけさせることと、非行を防止することをねらいとしている。学校・家庭・地域社会・関係機関などが連携して取り組むことが重要として、警視庁などの全面的な協力を得て取り組んでいる。

セーフティ教室では、警視庁職員などが講師になって、犯罪にあわないための指導を行う。

2) 防犯のキーワード「いかのおすし」

小平第十五小学校（以下、十五小と記す）ではセーフティ教室で学んだ防犯のキーワード「いかのおすし」を校内に掲示している（写真1）。

「いかのおすし」とは、誘拐などの犯罪や事故から自分で身を守るための注意事項の頭文字「いかない」「のらない」「おごえを出す」「すぐ逃げる」「しらせる」をつなげたものである。横浜市の小学校具体的に教えることがポイントとされて

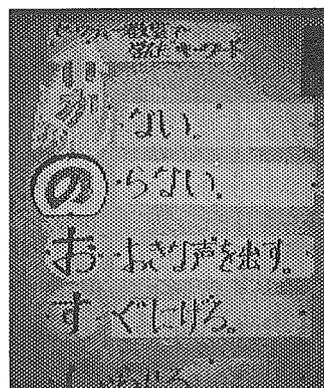


写真1. キーワード
「いかのおすし」